

福岡県犯罪被害者支援協議会会則

(名称)

第1条 この会は、福岡県犯罪被害者支援協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、犯罪被害者等（犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項における「犯罪被害者等」をいう。）の置かれている現状を踏まえ、犯罪被害者等の視点に立ち、行政機関及び民間団体等との相互協力と緊密な連携によって、犯罪被害者等のニーズに対応した支援活動を効果的に推進することを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 犯罪被害者等のニーズに沿った支援連携活動
- (2) 犯罪被害者等の実態調査、研究活動
- (3) 犯罪被害者等支援の広報啓発活動
- (4) その他犯罪被害者等支援に関する必要な活動

(会員)

第4条 協議会の会員は、別表左欄のとおりとする。

(役員)

第5条 協議会に、会長1人、副会長2人及び監事2人を置く。

- 2 会長には、福岡県副知事（市町村・地域振興部生活安全課担当）をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長には、福岡県市町村・地域振興部長及び福岡県警察本部総務部長をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した順位により、その職務を代行する。
- 6 監事には、会長が指名する者をもって充てる。
- 7 監事は、会計を監査する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 協議会の会議は、別表右欄に掲げる委員をもって構成する。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。

(幹事会)

第7条 協議会を補佐するために幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は福岡県市町村・地域振興部生活安全課長をもって充て、幹事は別表右欄に掲げる委員が指定する者とする。
- 4 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集する。
- 5 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対して、幹事会への出席を求めることができる。

(専門委員)

第8条 協議会に、専門の事項を調査させるため、必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係機関の職員及び学識経験がある者のうちから、会長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第9条 第3条の活動に関する特定の事項を検討させるため、協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に関して必要なことは、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の事務局を処理するため、福岡県市町村・地域振興部生活安全課に事務局を置く。

(補則)

第11条 協議会の構成員は、協議会において知り得た情報の保護に十分留意しなければならない。

(雑則)

第12条 この会則に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の議を経て会長が定める。

附 則

この会則は、平成10年10月29日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年9月19日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年5月14日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年7月5日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年4月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年11月21日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年4月23日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年6月16日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年5月31日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年5月15日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年8月29日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年7月30日から施行し、改正後の福岡県犯罪被害者支援協議会
会則は、令和3年4月28日から適用する。

附 則

この会則は、令和3年11月1日から施行し、この会則による改正後の別表九州運輸
局の項右欄の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、令和6年6月24日から施行し、この会則による改正後の別表北九州市
の項右欄の規定は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、令和7年6月3日から施行する。

附 則

この会則は、令和8年8月3日から施行する。

別表（第4条、第6条及び第7条関係）

福岡高等検察庁	総務部長
福岡地方検察庁	総務部長
九州矯正管区	成人矯正部長
九州地方更生保護委員会	事務局長
福岡保護観察所	所長
九州運輸局	交通政策部次長
第七管区海上保安本部福岡海上保安部	次長
福岡県弁護士会	会長
福岡県医師会	会長
福岡県臨床心理士会	被害者支援理事
公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター	理事長
日本司法支援センター福岡地方事務所	所長
公益財団法人福岡県女性財団 福岡県男女共同 参画センター あすばる	センター長
北九州市立男女共同参画センター・ムーブ	所長
公益社団法人福岡県防犯協会連合会	専務理事
公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センター	専務理事
一般財団法人福岡県交通安全協会	専務理事
北九州市	危機管理室長
福岡市	市民局生活安全部長
警察本部総務部被害者支援・相談課	課長
警察本部生活安全部人身安全対策課	課長
警察本部生活安全部少年課	課長
警察本部刑事部刑事総務課	課長
警察本部刑事部捜査第一課	課長
警察本部交通部交通捜査課	課長
福岡県	市町村・地域振興部生活安全課長